

物品（大型特殊自動車）購入申込にあたっての注意事項

購入申込者は下記事項に留意し申し込みを行って下さい。

1 対象物品

物品は現況有姿で保管場所での引き渡しとなりますので、事前に十分に現物を確認して下さい。

2 売却条件

- (1) 引渡・搬出に係る手続き及び費用は落札者負担とします。
- (2) 名義変更にかかる費用は落札者負担とします。

3 物品購入申込書の提出

- (1) 物品購入（入札参加）申込書にボールペン等により記入し、必ず押印して下さい。

なお、同申込書には次の書類（写し可）を添付して下さい。

ア 住民票【法人にあっては履歴事項全部証明書又は登記簿謄本・個人の方は住民票を公的機関発行の証（運転免許証等）の写しに代えることができます。】

イ 暴力団排除に関する誓約書

- (2) 提出した申込書は、引換え、変更または取り消しはできません。
- (3) 申込金額を記入して下さい。金額の訂正はできませんので、書き損じた場合は別の用紙に記入して下さい。
- (4) 物品購入（入札参加）申込書は、表面に件名及び入札参加者名を記載した封筒に入れて下さい。
- (5) 同一車両に一人で2枚以上の申込はできません。
- (6) 記入内容が不明瞭な場合は受理しない場合があります。
- (7) 入札額は税抜額とします。

4 開札

申込者の立会いはできません。

5 落札の決定

- (1) 予定価格以上の金額で、最高価格である入札者を落札者と決定します。
- (2) 同一の最高価格申し込みが複数であるときは、市において抽選により決定します。
- (3) 決定通知は電話にて行います。落札者は決定後の取り消し（辞退）はできません。

6 納入方法

(1) 落札者は、上山市が発行する納入通知書により指定の期日まで納入して下さい。納入金額は落札額に消費税及び地方消費税相当額（10%）を加算した額となります。

(2) 自賠責保険の残存分については、後日協議の上、納付書で納入して下さい。

7 物品の引渡

つぎのことが確認でき次第、引渡日を通知します。

(1) 物品購入にかかる費用の納入。

(2) 名義変更後の車検証写し、自動車損害賠償責任保険証明書写し（落札者が新所有者となったもの）を提出すること。

8 その他

(1) 本市の財務規則等により執行します。

(2) 契約を締結します。契約後の瑕疵については市では一切責任を負いません。

(3) 契約条件等が履行されないときは契約無効とします。